

# 受取配当等の益金不算入制度

- 法人の受取配当等については、支払法人の段階で既に法人税が課税されているため、配当に対する支払段階の法人税と受取段階の法人税との税負担を受取法人の段階で調整する仕組みとして、配当を受け取る法人の段階において、その全部又は一部を益金不算入としている（「持ち株比率の低い株式」については、我が国でも諸外国でも、下記のような考え方で税負担の調整を行っている。）。
- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、持株比率5%以下の場合には20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）としている。

<配当を支払う法人>

収益 (益金)	費用 (損金)	
	利益 (所得)	法人税
		留保
配当		



<配当を受け取る法人>

収益 (益金)
受取配当

持株比率に応じて、全部又は一部が  
益金不算入(非課税)

持株比率	益金不算入割合
5%以下	20%
1/3以下	50%
1/3超	100%